

岩手大学公開講座規則

平成 26 年 4 月 1 日 制 定
令和 7 年 3 月 26 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第 8 1 条の規定に基づき、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）が実施する公開講座に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 公開講座は、本学の教育研究の成果を広く社会に公開し、地域社会の教育・文化の向上に資することを目的とする。

(実施)

第 3 条 公開講座の開設は、地域社会教育推進室（以下「推進室」という。）の申請に基づき、学長が承認する。

(講師)

第 4 条 公開講座の講師は、本学の職員とする。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者を講師とすることができる。

(定員)

第 5 条 公開講座の定員は、推進室がその都度定める。

(講習料等)

第 6 条 公開講座の講習料は、岩手大学特別の課程及び公開講座等講習料規則によるものとする。

2 前項に定める講習料のほか、公開講座の必要経費として、実費を徴収することができる。

(修了)

第 7 条 公開講座を受講し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(庶務)

第 8 条 公開講座に関する庶務は、地域協創教育課において行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、公開講座の実施に関し必要な事項は、推進室がその都度定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する